第七条　第四条の十四の規定は、法第二十七条第五項、第三十八条の六第三項及び第四十条の五第二項において読み替えて準用する法第十九条の六の十六第二項に規定する指定医及び当該職員の身分を示す証票について準用する。この場合において、第四条の十四中「別記様式第二号」とあるのは、「それぞれ別記様式第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第十三条から第十五条まで　削除

第七条　第四条の十四の規定は、法第二十七条第五項及び第三十八条の六第三項において読み替えて準用する法第十九条の六の十六第二項に規定する指定医及び当該職員の身分を示す証票について準用する。この場合において、第四条の十四中「別記様式第二号」とあるのは、「それぞれ別記様式第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第十三条　第五条の二の規定は、法第三十三条第三項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十一条第四項」とあるのは「法第三十三条第三項」と、「措置」とあるのは「入院措置」と読み替えるものとする。

第十三条の二　法第三十三条第四項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第三十三条第三項後段の規定による入院措置を採つたときの症状

二　法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十三条の三　法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採つた精神科病院の管理者は、当該入院措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一　精神科病院の名称及び所在地

二　患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三　診察した特定医師の氏名

四　入院年月日及び時刻

五　病名

六　法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

七　生活歴及び現病歴

八　当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九　前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由

十　第五条の二第一項第四号の事後審査委員会による審議を行つた結果

十一　入院について同意した法第五条第二項に規定する家族等（以下「家族等」という。）の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

第十三条の四　法第三十三条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置に係る届出

イ　精神科病院の名称及び所在地

ロ　患者の住所、氏名、性別及び生年月日

ハ　入院年月日

ニ　病名

ホ　法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ　生活歴及び現病歴